

令和3年2月5日
教 育 庁

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の取組

県教育委員会においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」により、感染防止対策を講じてきたが、具体的な取組は次のとおり。

<これまでの取組> ～文部科学省の学校衛生管理マニュアルの遵守～

感染予防対策を行った上での教育活動の実施

◇ 学校（教職員）及び、生徒に対して

- ・感染予防対策の日常のチェックと健康観察の励行
- ・マスクの着用と手洗いの励行 ・3密の回避（密閉・密集・密接）
- ・手指消毒の設置 ・日常の清掃での消毒 等
- ・昼食や休み時間の感染予防・登下校時の感染予防マナーの励行 等

◇ 保護者に対して

- ・毎朝の検温と健康観察 ・家庭における「新しい生活様式」の取組の喚起
- ・チラシの配布 等

クラスター発生により

<クラスター発生により、さらに講じた取組（再周知・実行）>

◆ 学校（教職員）に対して

- ・感染予防対策の再点検と重点事項の徹底
- ・休み時間や昼食時間、部活動における生徒への直接指導
- ・校内への「黙食」「黙トレ」等のポスター掲示
- ・部活動における他校との練習試合の自粛 ※大会主催団体協力依頼
- ・学年末考査に伴う部活動の自粛期間の長期設定
- ・公立高等学校入学者選抜試験前における部活動の時間短縮など規模縮小 等

◆ 生徒に対して

- ・感染予防対策の重点事項の提示
- ・本人及び家族に風邪症状がある場合は登校や外出しない
- ・昼食や会話する際の距離やマスクの着用
- ・登下校の際の感染防止対策 等

◆ 保護者に対して

- ・感染予防対策の重点事項の提示
- ・生徒に風邪症状がある場合は登校や外出させない
- ・家庭内における「新しい生活様式」の協力要請 等